

別表第3(第2条関係)

(平24条例34・追加、平27条例34・平30条例46・令2条例20・令3条例2・一部改正)

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1第85号に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表第86号に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表第87号に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)

- (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると国土交通大臣又は東京都知事が指定する機関が認めた場合
- ア 一戸建ての住宅 1件につき 3,300円
  - イ 共同住宅等

1の住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの		1件につき 3,300円
	同時に申請する戸数が2以上5以下のもの		1件につき 6,600円
	同時に申請する戸数が6以上10以下のもの		1件につき 11,000円
	同時に申請する戸数が11以上25以下のもの		1件につき 19,000円
	同時に申請する戸数が26以上50以下のもの		1件につき 32,000円
	同時に申請する戸数が51以上100以下のもの		1件につき 58,000円
	同時に申請する戸数が101以上200以下のもの		1件につき 93,000円
	同時に申請する戸数が201以上300以下のもの		1件につき 122,000円
	同時に申請する戸数が301以上のもの		1件につき 134,000円
1の建築物の申請の場合	住戸の部分	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき 3,300円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 6,600円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 11,000円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 19,000円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 32,000円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 58,000円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 93,000円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 122,000円
		1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 134,000円
	共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 6,500円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 11,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 18,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 56,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 88,000円
	非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 6,500円

	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 11,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 18,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 56,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 88,000円

ウ その他の建築物

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 1件につき 6,500円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 11,000円

(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 18,000円

(エ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 56,000円

(オ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 88,000円

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき 18,000円

イ 共同住宅等

1の住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの		1件につき 18,000円
	同時に申請する戸数が2以上5以下のもの		1件につき 37,000円
	同時に申請する戸数が6以上10以下のもの		1件につき 52,000円
	同時に申請する戸数が11以上25以下のもの		1件につき 74,000円
	同時に申請する戸数が26以上50以下のもの		1件につき 108,000円
	同時に申請する戸数が51以上100以下のもの		1件につき 159,000円
	同時に申請する戸数が101以上200以下のもの		1件につき 221,000円
	同時に申請する戸数が201以上300以下のもの		1件につき 291,000円
	同時に申請する戸数が301以上のもの		1件につき 342,000円
1の建築物の申請の場合	住戸の部分	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき 18,000円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 37,000円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 52,000円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 74,000円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 108,000円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 159,000円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 221,000円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 291,000円
		1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 342,000円
	共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 57,000円

		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 72,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 96,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 156,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 205,000円
	非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 123,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 154,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 198,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 290,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 361,000円

ウ その他の建築物

- (ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 1件につき 123,000円
- (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 154,000円
- (ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 198,000円
- (エ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 290,000円
- (オ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 361,000円

備考

- 1 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分により算出した額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分により算出した額を加算する。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、これらの部分により算出した額は加算しない。
- 2 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の1の住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時に行う場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。